

# 個別施設計画

策定年月日 令和2年12月4日

|                               |   |        |         |         |           |
|-------------------------------|---|--------|---------|---------|-----------|
| <b>1 対象施設・施設概要</b>            |   |        |         |         |           |
| 施設情報                          |   |        |         |         |           |
| 施設名称                          | 精神保健福祉センター  | 所管所属名称 | 精神保健推進室 |         |           |
| 公共施設等総合管理方針施設分類               |   |        |         |         |           |
| 大分類                           | 公用施設  | 中分類    | 社会福祉施設  | 小分類     | 障害福祉施設    |
| 主要建物概要                        |   |        |         |         |           |
| 構造                            | 鉄筋コンクリート  | 用途     | 庁舎      | 建築日     | 2001年2月8日 |
| 経過年数                          | 19年   | 耐用年数   | 50年     | 目標使用年数  | 65年       |
| 運営方式                          | 直営  | 管理者名称  | 管財課     | 2336.13 |           |
| 所在地                           | 大崎市古川旭5丁目7番20号  |        |         |         |           |
| <b>2 計画期間</b>                 |   |        |         |         |           |
| 計画期間は令和3年から令和32年までの30年間とする    |   |        |         |         |           |
| <b>3 点検・診断によって得られた個別施設の状態</b> |   |        |         |         |           |
| 別添「県有建築物保全点検結果報告書」のとおり        |   |        |         |         |           |
| <b>4 当該施設の必要性</b>             |   |        |         |         |           |
| 設置根拠規定等                       | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）第6条   |        | 必要性の有無  | 有       |           |
| 業務内容                          | 精神保健福祉に関する総合的専門技術機関としての業務を担当している。   |        |         |         |           |
| 必要性の判断理由                      | 診療機能の一環として、外来診療・デイケア療法及び関係機関の人材育成のための研修を実施しており、施設の必要性は高い。   |        |         |         |           |
| <b>5 施設ごとの今後の対策</b>           |   |        |         |         |           |
| 管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針     | <p>職務遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。</p> <p>点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。</p> <p>また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。</p> <p>新耐震基準に基づき建設された施設であることから、今後は非構造部材の安全対策も検討する。</p> <p>なお、目標使用年数は、宮城県公共施設等総合管理方針における推計条件を準用し、法定耐用年数の30%増とする。</p> |        |         |         |           |
| 施設間・対策間の優先順位の判断内容             | <p>令和2年で19年が経過し、他の大崎管内単独庁舎より比較的新しい庁舎である。改修履歴では、高圧気中開閉器交換、自家発電蓄電池交換、非常用照明灯交換などの改修・更新を実施してきたが、これら以外については応急修繕で対応してきた。特に空調設備は県有建築物保全点検結果報告において、全体的な分解整備が必要とされ、令和3年度予算での対応を協議中である。</p> <p>電気設備では高圧機器を令和2年に一部交換したが、今後、キュービクル全体の更新が必要である。</p> <p>電灯設備、衛生設備は新築以来更新しておらず、全体的な更新が必要である。</p>   |        |         |         |           |
| <b>6 対策内容、時期及び概算費用</b>        |   |        |         |         |           |
| 別添「中長期保全計画表」のとおり              |   |        |         |         |           |
| <b>7 財源内訳</b>                 |   |        |         |         |           |
| 別添「財源内訳資料」のとおり                |   |        |         |         |           |

